

令和5年11月10日	
担当課	総務局人事管理部人事課
所属長	課長 木山 幸介
電話	06-6489-6177

暴言による職場内秩序びん乱行為を行った職員に対する懲戒処分について

1 被処分者

経済環境局 一般職員（40歳代・男性）

2 処分内容

停職10日

（地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号）

3 処分日

令和5年11月10日

4 処分の概要

被処分者は、令和5年6月20日（火）、ごみ収集業務の帰路、収集車内で同乗していた職員に対して暴言を放ち、職場の秩序を著しく乱した。

こうした行為は、本市及び本市の職員全体の信用を著しく失墜させる行為であるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であるため、地方公務員法の規定に基づく懲戒処分を行った。

以 上